

## 平成30年度 男鹿市立船越小学校『いじめ防止基本方針』

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、「当該児童と同一校に在籍する等、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童の立場に立つて行うことが大切である。

### 【いじめ防止の基本姿勢】

- いじめは人間として絶対に許されない行為だという強い姿勢で取り組む
- いじめの芽は、どんな小さなものでも見逃さないという姿勢で取り組む。
- 教職員が全員で情報を共有し、一体となって同じ姿勢で取り組む。

## I いじめの未然防止について

### ○心の教育の充実

- ・いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、人間として決して許されるものではないということを、子どもたちに理解させる。
- ・子どもたちが思いやりの心をもつことができるように、生命尊重の精神を育むとともに、人権に対する関心を高める。

### ○道徳教育の充実

- ・他者との関わりや集団での生活に関する題材を重点的に取り上げ、考え方の未熟さや道徳的判断力の低さから起こるいじめを未然に防止する。
- ・いじめをしない、いじめを見逃さない、いじめを許さない、という心情を育てる。

### ○体験教育の充実

- ・動植物などの自然に触れる活動、植物を栽培する活動を通して、生命を尊重する態度、小さな命を大切にしようとする心情を育てる。
- ・トウニン行事などの伝統を受け継いだり、地域の発展のために活動している人々、安全を守っている人々など、地域の人々に直接触れ合う機会を多く設け、感動する心や感謝する心を育てる。

### ○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・縦割り班での活動や集会など、異学年で交流する機会をつくり、助け合う気持ちや他者をいたわる気持ちを育てる。
- ・子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

### ○保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観やホームページ、学校便り、学年・学級通信等によって、いじめ防止の対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの学年・学級懇談等において、いじめ防止に向けた指導の方針、具体的な施策等の情報を提供し、意見交換をする。

## II いじめの早期発見について

### ○子どもたちの観察

- ・教職員が子どもたちと共に過ごす時間をできる限り多くとるように心がけ、言動の細かい変化を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- ・授業に加えて、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、些細な変化も見逃さないようにする。
- ・学級担任を中心に、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努め、教職員間で随時情報交換を行う。
- ・いじめの芽になるような言動を把握した場合、その場で適切な指導を行い、情報を共有する。

### ○連絡帳や作文帳の活用

- ・連絡帳や作文帳を活用し、家庭からの連絡や日記などを通して、担任と子ども及び保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を形成する。
- ・気になる記述があった場合には、すぐに教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

### ○教育相談の実施

- ・挨拶や会話などを通して、教職員と子どもたちの間に何でも気軽に相談できる環境をつくり、信頼関係を形成する。
- ・全児童を対象とした教育相談を実施する。(学級担任と児童)  
※生活アンケートの記述をもとにした面談，記述のなかった子どもの面談  
(10月までに)

### ○「学校生活アンケート」の実施

- ・いじめの早期発見の手立ての一つとして、「学校生活アンケート」実施する。

#### ◇「学校生活アンケート」の実施と教育相談

「学校生活アンケート」の実施 … 5, 7, 10, 12, 2月の第2週  
(長期休業明けは、最初の週に「夏休み中の生活アンケート」「冬休み中の生活アンケート」を実施)



- ・学校が楽しいか
- ・嫌なことをされたことがあるか
- ・何か困っていることはないか
- ・友達が嫌なことをされたり困ったりしているところを見たことはないか

アンケートで気になる児童と面談 … アンケートを実施した週  
(緊急と判断した件については当日)



- ・具体的な記述のあった児童
- ・各項目について「何回も」と答えた児童
- ・学校が「楽しくない」「あまり楽しくない」と答えた児童

アンケート及び面談・指導の結果のまとめ … 実施した週のうちに



- ・聞き取りの内容(「だれが」「だれに」「どんなことを」)
- ・指導の内容とその結果(解決・観察中・指導の継続 など)

職員会議後の「子どもを語る会」での情報交換

- ・特に気になる件についての情報交換
- ・指導を必要とする児童に関する共通理解

### Ⅲ いじめの対応について

#### ○正確な実態把握

- ・いじめを認知した場合、当事者双方や周りの子どもから、個々に事情を聴き取り正確に記録する。
- ・認知した事実を教頭に報告し、校長、教頭、生徒指導主事を中心に関係する教職員との情報を共有しながら事案を正確に把握する。

#### ○対応する体制づくり

- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・指導体制を整えて、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

#### ○子どもへの指導・支援

- ・複数の職員で面談を行い、対応の仕方や今後の対策などを伝え、いじめを受けた子どもの心配や不安を取り除く。特に発達障害等のある児童への指導は、特別支援教育に関する校内委員会との連携を図るとともに、必要に応じて外部専門家等の協力を得るなど、当該児童の特性に応じた対応を図る。
- ・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みについて考えさせる指導を十分に行うとともに、いじめは人権を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されていることの趣旨を理解させる。

#### ○保護者との連携

- ・いじめを受けた児童を守り通すことを前提に、いじめへの対応の仕方や、いじめを解消するための具体的な対策等の説明を組織的に行う。
- ・保護者の協力を求め、学校と連携しながら指導する内容について協議する。

#### ○教職員間の連携

- ・いじめ発生の原因や、経緯、対応の仕方、今後の方策などについて、教職員間で共通理解を図るとともに、校内研修の充実を図る。
- ・授業中の言動の観察や休み時間の校内巡視など、全職員で協力していじめの解消と、再発防止に努める。

### Ⅳ いじめ問題に取り組むための組織について

#### ○生徒指導委員会（「子どもを語る会」）

- ・全職員で、問題傾向を有する児童に関して、現状や支援、指導内容などの情報交換を行い、声かけの仕方や対処法についての共通理解を図る。（職員会議後に実施。「学校生活アンケート」の記述で対応の必要なものがあつた場合は、随時実施。）

#### ○「船越小いじめ対策委員会」

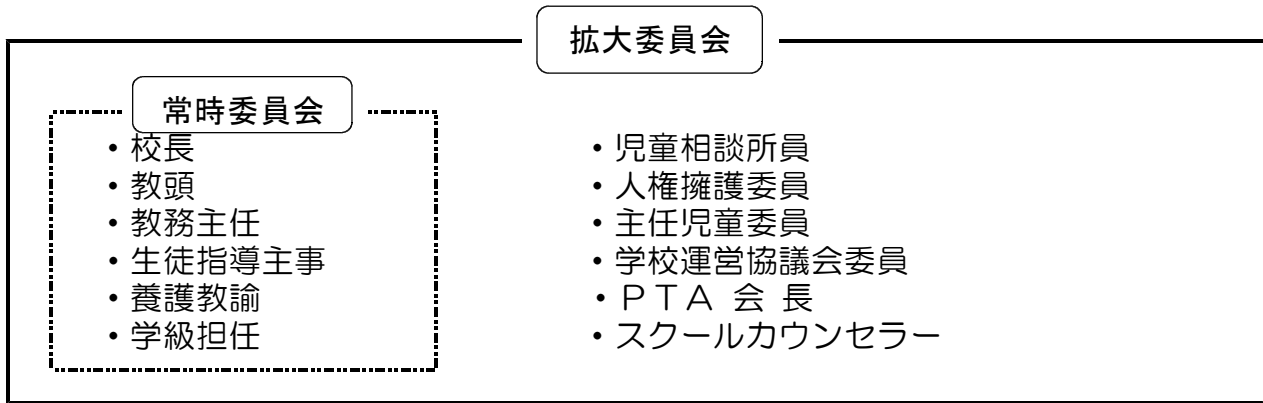
##### （1）常時委員会（「さわやか委員会」）

- ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、いじめの兆候や懸念、児童からの訴えがあつた場合に、関係する教員だけでなく組織として対応する。
- ・正確な事実の把握に努め、問題の防止や解消に向けた指導・支援の方針を確認する。
- ・関係する児童の学級担任、学年担当に加え、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭で組織する。

##### （2）拡大委員会

- ・外部の協力を得なければいけない緊急かつ重大な事態が発生した場合には、必要に応じて外部の組織や団体と連携する。
- ・情報交換をするとともに、情報の共有を図り、問題の解決に向けた対応の仕方、支援の方法等を確認する。
- ・必要に応じて、児童相談所員、人権擁護委員、主任児童委員、学校運営協議会委員、PTA会長、スクールカウンセラーを加え、拡大委員会を開催する。

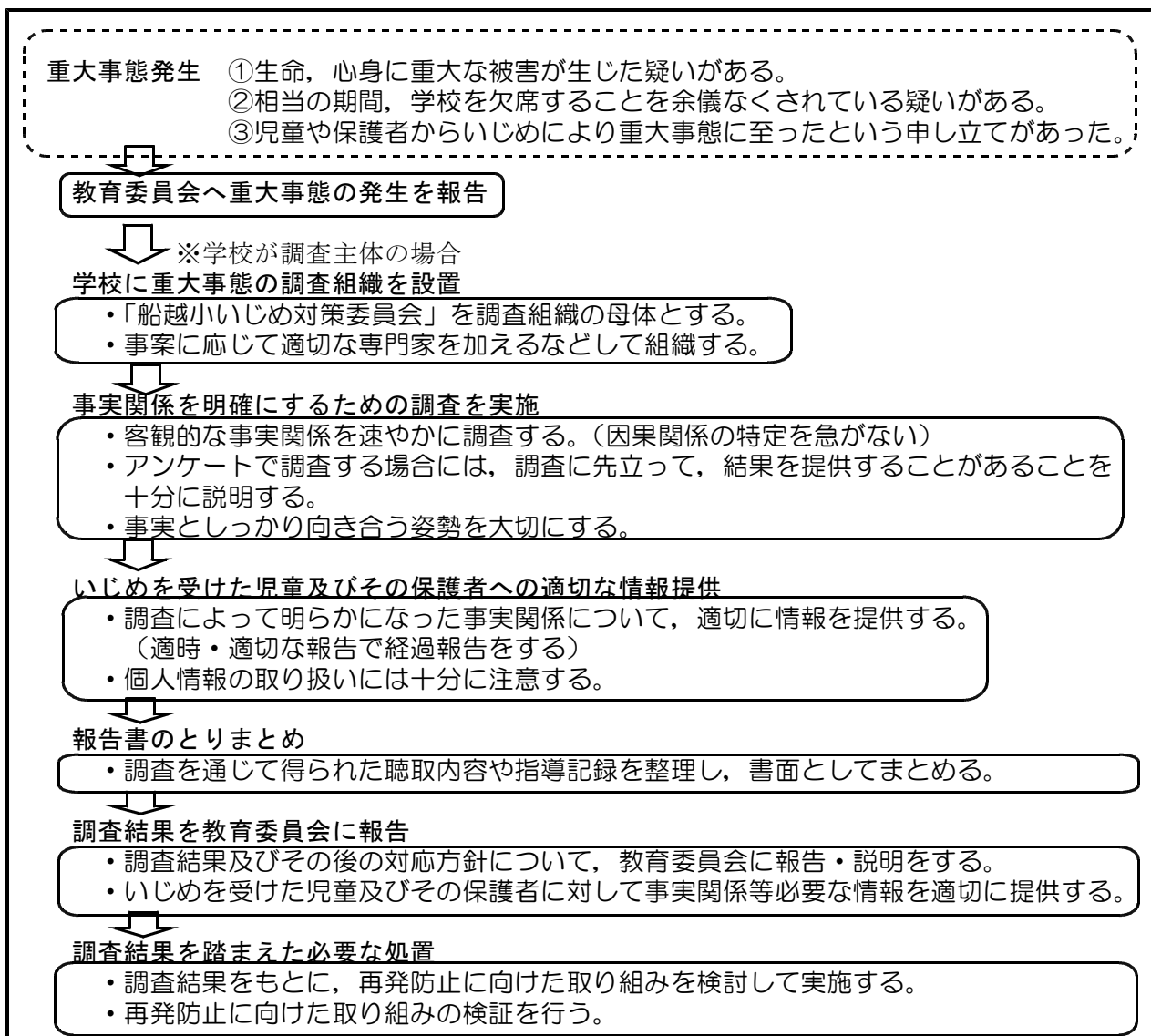
## 「船越小いじめ対策委員会」組織図



## V いじめに関する重大事態への対応について

重大事態が発生し、学校が主体になって調査をする場合には、「船越小いじめ対策委員会」を母体としつつ、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして、調査委員会を組織する。調査委員会では、下記の流れのように対応する。

### [いじめ重大事態発生時の対応の流れ]



## VI いじめ防止基本方針の見直し

### ○いじめ防止基本方針点検の時期

- ・いじめの未然防止及びいじめの早期発見に対する点検は、学校評価に合わせ次の時期に行う。

|     |       |                                |
|-----|-------|--------------------------------|
| 1回目 | 7月中旬  | アンケート（保護者，教職員，児童）及び分析，今後の方針の検討 |
|     | 8～9月  | アンケート結果公表                      |
| 2回目 | 12月下旬 | アンケート（保護者，教職員，児童）及び分析，今後の方針の検討 |
|     | 1月    | アンケート結果公表                      |
|     | 3月    | 次年度の方針の共通理解                    |

### ○いじめの対応に対する点検の時期

- ・いじめ事案が発生した場合は、いじめ対策委員会のもとで調査及び情報の整理を行い、指導を行うとともに経過を記録する。いじめを受けた児童及び保護者の理解を得られるような指導方針を示すことができた後も、3か月を経るまでは定期的に連絡を取り合い、解決に向けた取組を継続する。
- ・解決・未解決にかかわらず、いじめに関する訴えや指導の事実が確実に引き継がれるように、指導記録を文書にして残す。
- ・いじめの対応後3か月を経て、身体的精神的な被害を認知できない場合は解決と見なし、子どもを語る会での情報共有や、学校評価に合わせたいじめの対応の見直しにより改善を図る。